

特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション

会員制度及び入会規約

第一条 「本会の目的」

特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション(以下:JFC)は、全国の撮影支援ネットワークを強化し国内外の映画・映像作品の製作支援をはじめ、フィルムコミッション(以下:FC)や映像関係者の人材育成支援、映像産業の振興・映像文化の普及、地域資源の評価などに資する事業を行い、国や地方公共団体、映像関係企業や団体、職能者組織などと協力、連携し、日本の撮影環境の発展に寄与することを目的とする。

第二条 「会員の種別」

本会は、本会目的に賛同する者に対し組織運営や情報発信を効率的に行うため、会員を業種別に登録する。

第三条 「正会員」

資格認定制度導入までの間、正会員は、暫定的に、(2)・(3)のみとさせていただきます。

各種別において、所定の要件を満たしている個人及び団体。

(1) JFC認定FC:

JFC認定フィルムコミッショナーが、現役で業務に従事していること
FCの三条件(非営利公的機関であること、撮影のためのワンストップサービスを提供していること、作品内容は問わないこと)を遵守していること
地域ブロックに対して現況の確認及び報告(運営体制/最低業務範囲等)を完了していること
その他JFC理事長が定める要件を満たしていること

(2) 一般FC:

上記 以外を満たす団体。

(3) 関係団体等:

(上記以外の自治体・観光関係団体、映像製作団体、撮影支援団体、その他関係団体等)

第四条 「賛助会員」

資格認定制度導入までの間、賛助会員は、暫定的に、(2)のみとさせていただきます。

この法人の目的及び事業を賛助するために入会しようとする個人及び団体。

(1) JFCパートナーズ

JFCの主旨に賛同し、積極的に協力を行う個人及び団体

(2) 一般賛助会員

上記以外の個人及び団体

第五条 「入会・登録の手続き」

(1) 本会へ入会しようとする個人及び団体は、入会申込書にて会員区分を選択し本会事務局へ提出するものとする。

(2) JFC本会は、入会申込書の記載内容について、地域ブロックに確認を行う。

(3) JFC本会は、入会申込書の確認後、入会金請求書を送付する。

- (4) JFC本会は、入金の確認が完了した時点で、領収書を送付する。
- (5) FC会員として、入会を申し込む個人及び団体は、入会手続き終了時まで、「ジャパン・ロケーション・データベース」用の写真を最低5枚提出する。

第六条 「年会費」

会員は、総会において下記に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員：団体10万円、個人10万円とする。
- (2) 賛助会員：団体10万円、個人1万円とする。

第七条 「入会期間」

- (1) 原則として、入会登録日から、本会事業年度の終了日(7月31日)までとする。
- (2) 期間終了後は、退会手続きを行わない限り自動的に次年度へ更新されるものとする。
- (3) 設立初年度を除き、毎年8月1日から翌年7月31日までの間に年会費を支払うものとする。

第八条 「会員資格の一時停止又は処分」

会員が各号のいずれかに該当した場合、理事会の議決によりその資格を一時停止又は除名することができる。

この場合、理事会は、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会規約・細則、国の定める法律に違反した場合。
- (2) 本会の名誉・信用の損傷、又は他の会員等に著しく迷惑となる行為があった場合。
- (3) 上記事項以外に本会が不相当と認めた場合。

第九条 「退会の手続き」

- (1) 会員は退会する場合、退会届を本会事務局に提出しなければならない。また、会費その他未納金がある場合は、これを完納して退会するものとする。
- (2) 退会する場合、本会と関連する記載は全て速やかに取り外すものとする。

第十条 「拠出金品の不変換」

概納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第十一条 「変更の届出」

会員は、本会への届出内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を行うものとする。

第十二条 「規約の改正」

本会は、理事会の議決により本規約を変更できるものとする。

入会に関するお問い合わせ

特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション

東京都中央区築地 2-15-14 築地安田ビル 4F

電話：03-6226-6399 FAX：03-6226-6499 jfc@japanfc.org